

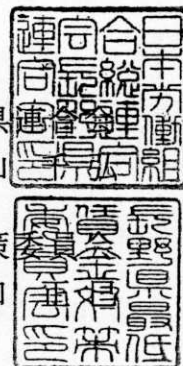


2019年 6月 26日

長野労働局長
中原正裕様

日本労働組合総連合会長野県
会長 中山

長野県最低賃金対策
委員長 山口



2019年度最低賃金行政に関する要請書

日頃は、県政発展と勤労者をはじめ長野県民のため、様々な行政施策にご尽力いただいていることに敬意を表しますとともに、連合長野の諸活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

連合長野は、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、暮らしや仕事、将来への不安を払拭し、働くことを通じて支え合う希望と安心な社会構築に向け、雇用の維持・安定と労働条件の維持・向上、女性が就業を継続して活躍することができる環境の整備、社会的セーフティネットの整備等、県内で働く者すべての暮らしの底上げ・底支え、格差是正に全力で取り組んでいます。

わが国はすでに超少子高齢化・人口減少社会に突入しており、労働力の不足は不可避かつ継続していく見通しです。加えて、第4次産業革命などをはじめとする技術革新の加速化など、予測の困難な変化が待ち受けています。

このような状況にあって、働く者が将来への希望と安心をもち、やりがいを持って働き続けるためには、「人への投資」が不可欠であり、すべての労使が社会的役割と責任を意識して労働諸条件の改善をはかることが必要です。

働く者を取り巻く現状を見ると、全雇用者の約4割を占める非正規労働者の処遇改善が社会的に求められています。最低賃金近傍で働いている方の多くは非正規労働者ですが、「働き方改革実行計画」でも指摘されているとおり、雇用形態のみで低賃金で雇用されているとすれば大きな問題です。労働者の生活を支える最大の柱である賃金のセーフティネットたる最低賃金制度の役割はさらに重要度が増しています。

中央最低賃金審議会は、2007年度の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」、最低賃金法改正（2008年7月施行）以降、直近では「働き方改革実行計画」なども踏まえて議論を尽くしてきました。その結果、地域別最低賃金は、近年、従前に比べれば大幅な

引き上げが続いているものの、依然として最低賃金法第1条の法目的に鑑みて十分な水準とは言えません。

さらに、地域間格差も深刻な問題です。地域別最低賃金の最高額と最低額では、時給にして224円もの差が生じています。長野県同様、地域別最低賃金が低位な地方においては、働き手流出の一因にもなっています。

このような状況を改善するため、連合長野は、誰もが将来の生活に希望を持てる社会を実現するため、「誰もが時給1,000円」の早期実現を向け、地域における労働者の生計費及び賃金を重視し、労働の対価としてふさわしい水準へ引き上げるべきだと認識しております。また、「働き方改革実現会議」における「同一労働同一賃金」の議論等を鑑みれば、なおさら、長野県地方最低賃金審議会の審議においては、この間の中央最低賃金審議会の答申を十分尊重することはもちろんのこと、外部労働市場の賃金水準等も参考に、労働の対価として最低賃金水準の絶対値に着目した真摯な審議が求められていると考えております。

連合長野は、このような認識に立ち、更に重要度が増す最低賃金の実効性を担保すべく最低賃金に関する事項について取りまとめました。貴職におかれましては、働く者・生活者の立場からの意見・提言としてお受け止めいただき、その実現に向けて最大限の努力をいただきますよう下記のとおり要請申し上げます。

記

1. 地域別最低賃金について

- (1) 地域別最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条、最低賃金法第 1 条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。法の趣旨が尊重された審議会運営をはかるとともに、法の趣旨や最低賃金制度の意義・目的について、広く社会への理解促進に努めること。

- (2) 「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（目安全協報告）の尊重

2017（平成 29）年 3 月 28 日に中央最低賃金審議会が了承した目安全協報告では、「今後の目安審議については、公労使三者が、その真摯な話し合いを通じて、法の原則及び目安制度に基づき、時々々の事情を勘案しつつ総合的に行うことが重要である」ことなどを確認している。

長野最低賃金審議会における審議にあたっては、同報告の趣旨を最大限尊重した審議会運営をはかること。

- (3) 早期の最低賃金引上げ発効は全労働者の利益である。長野地方最低賃金審議会への諮問、各小委員会の開催、および答申の日程設定においては、早期発効に配慮することとあわせ、十分な審議日程の確保についても最大限配慮すること。

2. 特定（産業別）最低賃金について

- (1) 特定（産業別）最低賃金制度は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃率を形成することにより、事業の公正な競争を確保に寄与している。

このような特定（産業別）最低賃金の意義・目的と役割を周知・徹底するとともに、労使の自主性と役割を尊重し、その取り組みに対して支援をすること。

- (2) 各専門部会での審議においては、早期発効に配慮することにあわせ、十分な審議日程の確保についても最大限配慮すること。

3. 最低賃金の引き上げに当たっての中小企業支援策の周知等について

中小企業・零細事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、関係省庁と連携をはかり、取引関係の適正化と中小企業支援策の周知・徹底をはかること。

4. 最低賃金の周知と監督行政の強化について

- (1) 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。

とりわけ、

- ① 最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。
- ② 最低賃金の減額特例を許可するか否かを判断する際には、徹底した調査の上、適切に判断すること。

- (2) 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額が見直されるよう、地方自治体に対し、指導を強化すること。

5. その他

- (1) 政府統計に対する信頼を回復するための措置を早急に講じること。
- (2) 地方最低賃金審議会においては、法の趣旨が尊重された審議会運営となるよう、法制度の理解を深める場を設けること。

以 上